

鳥栖市監査告示第9号

令和8年3月10日

定期監査結果に係る改善措置の公表について

鳥栖市監査委員

川崎 真澄

徳 淵 拓 三

地方自治法第199条第14項の規定による改善措置の通知を受けたので、当該通知に係る事項を公表します。

記

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| 1. 監査の対象  | スポーツ文化部 文化芸術振興課 |
| 2. 改善措置内容 | 別添のとおり          |

## 令和7年度定期監査結果に係る措置について

監査対象課	スポーツ文化部 文化芸術振興課
-------	-----------------

### 【注意・検討を求める事項】

#### ◆契約事務

#### ○備品購入について

備品購入に係る決裁権者を誤っている事案がある。

また、予定価格の決定者等に誤りがある。

### 【措置内容】

鳥栖市事務処理規程及び契約事務マニュアルの確認不足により契約事務の処理において、誤りがありました。

今後は、規程等の内容を改めて確認するとともに、確認体制を強化し、再発防止に努めてまいります。